資料２－３－２

保育人材の確保に関する取組について

こどもまんなか
こども家庭庁

保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆　処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

○保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
- 養成施設に通う学生を対象に、学費５万円（月額）や就職準備金20万円（最終回に限る）などを貸付し、卒業後、５年間の実務従事により返還を免除。
- 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。【R６補正予算～】

○保育士の資格等取得を支援
- 保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援

○保育士試験の年２回実施（ 27年度：４府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）

○保育士養成施設の就職促進の取組への支援
- 就職促進、キャリア教育等支援等の、指定保育士養成施設が組織的に実施する取組に要した費用の一部を支援する。【R７予算案～】

就業継続支援

○保育所等におけるＩＣＴ化の推進
- ①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
- 自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和５年度補正予算～】

○保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
- 現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、１年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】

○保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
- 保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R５予算～】
- 園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R５予算～】

○保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額7.5万円を上限※）、支給期間：採用から５年以内※）
※令和７年度から対象となる者について適用。前年度に引き続いて当年度も事業の対象となる場合は前年度の補助基準額及び年数を適用。

○保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援
- 保育士のスキルアップや保育の質の確保・充実を図り働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
- 保育所等における勤務環境の改善や保育の質の向上などの助言又は指導を行う「保育事業者支援コンサルタント」による巡回支援を実施。
- 保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置。
- 保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象【R７予算案～】
- 都道府県域で実施する巡回支援について補助基準額の拡充【保育士への巡回支援についてはR6予算～、保育事業者への巡回支援についてはR7予算案～拡充】

離職者の再就職支援

○保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
- 保育士再就職支援コーディネーター等によるマッチングやマッチングシステムの導入、保育士キャリアアドバイザーによる保育所等への見学同行等の伴走支援、潜在保育士への職場復帰のための研修の実施などに要する費用を支援。

○就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、２年間勤務した場合、返還を免除）

保育の現場・職業の魅力発信

○保育の現場・職業の魅力発信
- 自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援
- こども家庭庁では、保育に関する魅力発信プラットフォームを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。また、保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の 連携・強化を図る。（R6.3～）

魅力発信プラットフォーム「ハローミライの保育士」トップページ
（こども家庭庁HP内に開設）

保育士・保育の現場の魅力発信に関する取組について

○　正確な情報を発信することにより、進路選択にあたっての選択肢の一つとなることや、現在保育士として従事する者が就業を継続すること、一度現場から離れた者の復帰の後押しとなることを目的とする。

魅力発信プラットフォームの整備

こども家庭庁HP内に「ハローミライの保育士」を開設（令和６年３月）。

【サイト内コンテンツ例】

① 「保育士の一日」など、保育士に関する基本的な情報
② 保育現場で行われている歌や手遊びについて保育視点からの解説等に関する動画等
③ ガイドラインや通知等の現役保育士にも役立つ情報
④ 保育行政に関する施策の発信　　等

保育の仕事の魅力、専門性を広く知ってもらうことを目的とした動画の配信。

Youtuber「QuizKnock（クイズノック）」
「【合格難易度S】東大卒は10日で保育士試験に合格できるのか【音楽の実技も】

184万回再生（R6.10.25時点）

保育の魅力と専門性をイメージして作成したポスターをサイト内に掲載。

ダウンロードし、自治体や学校・保育現場にて利用していただく。

保育士・保育の現場の魅力発信に関する取組について

【こども家庭庁の取組の様子】

令和６年８月７日・８日
「こども霞が関見学デー」
伊沢拓司氏・くまモンを迎えて、保育士・保育の現場に関するトークイベントを実施。

令和６年３月12日
「第１回　保育人材確保懇談会」
保育・幼児教育関係者間で保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携強化を図る。

白鳥久美子氏オフィシャルブログより

令和５年度２回開催
令和６年度１回開催
「保育雑誌編集者懇談会」
雑誌編集者との意見交換の場を設けることで保育雑誌を媒介とした保育現場への広報の強化を図る。

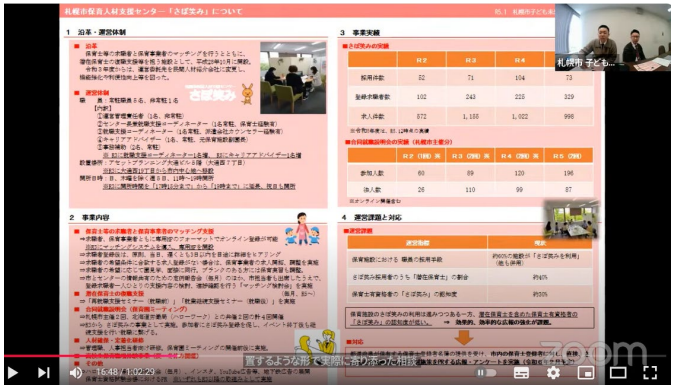

令和６年１月31日
「保育士・保育所支援センター全国連絡会」（第１回）
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、センターの機運醸成や更なる取組強化を図る。

こども家庭庁

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（１）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（２）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後３年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。

② ３～５歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（３）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。

（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。

③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和７年10月１日（ただし、（２）②は令和８年４月１日、（３）②は公布の日から起算して１年６月を超えない範囲において政令で定める日、（３）③は公布の日から起算して６月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

こどもまんなか
こども家庭庁

保育士・保育所支援センター

制度の現状・背景

○　**保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要**がある。

○　保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。

○　保育士・保育所支援センターの取組については、自治体間に相当程度のばらつきがあることが課題。（例えば、マッチング件数は、100件を超える自治体もある一方で、一桁の自治体もある状況。）

R7児福法改正の内容

施行日：**令和７年10月１日**

○　**都道府県が**、以下の業務を行う拠点（**「保育士・保育所支援センター」）としての機能**（※）**を担う体制を整備**するものとする規定を設ける。　※指定都市・中核市は努力義務。

○　**保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。

（※）保育士・保育所支援センターの機能

①　保育に関する**業務への関心を高めるための広報**

②　保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支**

③　保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助**

④　①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

予算事業における支援内容

［令和６年度交付決定額　4.3億円］

○潜在保育士に対する取組への支援

・　再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供のほか、保育士再就職支援コーディネーターや保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う。
・　また、潜在保育士の職場復帰のための研修や事業者や園長等に対する保育所等の雇用管理改善のための研修の実施。

R6年度配置数
・保育士再就職支援コーディネーター
　67 都道府県・指定都市・中核市
・保育士キャリアアドバイザー
　15 都道府県・指定都市

○人材バンク機能等への支援

・　保育所からの離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
・　また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

事業の実績

○　全国で75か所設置　［ 内訳：都道府県46か所、指定都市・中核市29か所　（令和6年10月時点）］
○　保育士・保育所支援センターに登録された方で就職につながった件数　［ 令和４年度…4,467件　令和５年度…4,597件 ］

5

こどもまんなか
こども家庭庁

保育士・保育所支援センターの取組事例

保育士・保育所支援センター職員が、直接保育所等に訪問して、求人情報では把握できない保育所等の雰囲気や方針を収集。

求職者への丁寧な相談に生かし、求職者が望む働き方にあった保育所等の求人を紹介。また、就職活動が不安な方には、施設見学や体験の調整を行うなど、伴走型の支援を実施。

埼玉県保育士・保育所支援センター

【センター概要】
- ○埼玉県社会福祉協議会に委託
- ○相談体制：2名（保育士資格保有）

【事業概要】
- ○センターへの登録は対面・オンラインのいずれも可能。
- ○就職相談においては、求人票だけでなく、実際に訪問して得た情報を活用。
  現在は保育士業務から離れている方（ブランクのある方）、未経験の方等が望む雇用形態や勤務時間等、個々のニーズにあった保育所等を紹介。ミスマッチを防ぎ、定着率の向上につなげている。
- ○県内保育所等がブース出展する就職相談会を年複数回開催。
- ○求職活動が不安な方には、園見学の調整や園見学ツアーの参加を案内
- ○ハローワークと連携して出張相談を実施。
- ○県内の保育団体の協議体に出席して、センターの活用や就職イベント、就職準備金貸付事業等をPR。
- ○養成施設への訪問、商業施設等におけるリーフレット配布、求人フリーペーパーへの掲載等の広報活動も実施。
- ○令和6年度就職件数　215件